

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二でございます。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一般質問の 3 日目の最後、トリということでお願いしたいと思います。皆さん大変お疲れのこととは思いますが、いましばらくお付き合いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。

今回私の質問は、遠藤市長の所信表明から、市長の市政執行における五つの基本姿勢、そして市政運営における 8 項目の基本方針の中より、重立った項目について市長の具体的な考え方を伺ってまいります。また、これまで一般質問で星野前市長に質問・要望をしてまいりました施策について、遠藤新市長に改めてお伺ひし、所見をお示しいただくとともに、各所管部における実施状況や成果、それらについて伺ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、市政執行における市長の基本姿勢、民間企業の経営感覚による市政執行についてお伺ひします。

基本姿勢の第 3 として、「会社経営で培った経営感覚を生かしながら市政執行に当たっていく」と述べられております。また、『市政を「市民に向け、よりよく住みよいまちを探索しそれを提供するサービス企業」ととらえるならば、市民の目線、市民感覚を持って、常に改革・改善を推進し、むだを廃し、真に市民本位の行政を推進することこそ求められております。市民の視点に立ち、市民理解のもと一層の改革、これを推し進めていく必要があります。私は厳しい企業経営の中で培った糧を生かしながら、一つ一つ着実に取り組んでまいり所存でございます』と述べられております。

そこで、私は、これから述べる 4 点について、市長が「会社経営で培った経営感覚」から率直に感じられ、そしてそれらに対する意見や考え方を伺ひいたします。

まず、1 点目として、平成 19 年度決算において、むだであると思われる事業があったのか否か、率直なご意見をお示しいただきたいと存じます。

2 点目として、民間企業では改善の推進、むだを廃すべくさまざまな手法を用いております。シックスシグマ、TQC、QC、KT 法などはその代表例だと言えます。市長は、本市における改革・改善の推進、むだを廃すべく手法として、これら民間企業で用いている手法は有効と思われるか否か、あるいは必要であると思われるか否か、率直なお考えをお示しいただきたいと存じます。

3 点目として、行政の事業におけるむだを廃する。このことを一つの目的として実施されている手法に事業仕分けがあります。行政の事業を抽象論ではなく現場の視点で洗い直すことによって、個々の事業のむだにとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など、行財政全体の改革に結びつけていくこの事業仕分けについて、市長は本市における改革・改善の推進、むだを廃すべく手法として有効か否か、あるいは必要か否か、率直な考えをお示しいただきたいと存じます。

そして4点目として、多くの自治体では、民間企業の経営感覚、コスト意識、発想方法を学ぶことにより、職員みずからの意識改革と資質向上を図るとともに、行政経営改革に寄与することを目的として民間企業派遣研修を行っています。本市でも過去に実施をされていたようですが、企業側から受け入れが難しいとの理由で中断を余儀なくされたと同っております。工業会会長、商工会会長を歴任された市長として、この民間企業派遣研修の重要性・必要性について、率直な意見、お考えをお示しいただきたいと存じます。また、必要であるとお考えならば、今後の取り組みについてお示しいただきたいと存じます。

次に、当局に伺います。今、市長に伺った2点目、3点目、4点目の項目については、これまでも一般質問の中で論議され、あるいは要望として投げかけられた内容であります。その後、各所管部において研究・検討をされたのか否か、何らかのアクションをとられたのかどうか、研究・検討をされたのであれば、その結果どのように判断され取り組まれているのか、明らかにしていただきたいと存じます。

次に、市政運営における市長の基本方針、環境、福祉、教育、観光、それぞれの施策における方針について伺ってまいります。

まず、基本方針の第2として、「緑・環境を大切に、快適でうるおいのあるまちの実現」を挙げられておられます。その環境施策についての方針をお伺いします。

まず、一つ目の質問として、先ほどもお話がありましたが電気自動車の話です。国や県では、高い環境性能などを持った電気自動車、地球温暖化の防止や都市環境の改善、石油依存度の低減など、環境・資源問題への有望な切り札の一つとして普及を推進しております。国の制度として、電気自動車を始め環境に優しい車を購入した時に、同等のガソリン車との差額の半分弱を補助する制度があります。また、神奈川県では、県内で最初の3,000台を買う方に独自の補助金を出す計画でいます。例えば来年夏以降に発売される電気自動車が、仮に1台300万円だった場合、国の補助金は現在の制度で100万円ほどとなり、県でもその半額の50万円程度を追加で補助する計画です。走行にかかる電気代はガソリン代より安く、年1万キロを走れば約5年で元が取れる計算となっています。こういった形で、購入意欲を高めようと考えられています。

大和市では10月30日に、地球温暖化対策の一環として、平成21年度から5年間に限り電動の軽自動車などにかかる市税、軽自動車税を全額免除する方針を発表しました。平成20年度は登録台数3万7,610台に対し1億4,289万円を課税、ことし4月時点で電気軽自動車の登録はないが、課税している電動のミニバイクやフォークリフトなども免税対象となります。市では、市民が購入しやすい環境づくりとして減免措置を実施するとして、今年度の登録台数から約30万円の減収を見込まれています。今回の減免措置は、市長の判断で減免できる市税条例の条文を適用したもので、大木市長は、地球温暖化対策として大和市としてできることから始めると述べられております。今回の軽自動車税の減免は、さきに述べた県の取り組みに呼応したものであるでしょう。

また、横浜市では、11月5日、横浜市が進める環境モデル都市の実行計画で、横浜市に

ふさわしい次世代交通システムを共同で検討することをN社と合意し、覚書に調印したと発表しています。検討内容の中には、電気自動車を普及させるための優遇制度や充電インフラ整備に関する事などが挙げられています。中田市長は、環境モデル都市の実現に向けては、質の高い暮らしを楽しみつつCO<sub>2</sub>の排出を削減できるという創造性あふれるビジョンを市民に示し導くことが重要と述べ、N社の副社長は、大都市やその周辺部でのCO<sub>2</sub>排出量を削減し、持続可能なモビリティの実現にはゼロエミッション車の普及が有効な手段であると考えている、と述べられています。

さて、そこでお伺いするものですが、電動自動車、つまりハイブリッド車・電気自動車・燃料電池車に搭載されるリチウムイオン電池の生産ライン工場が、来春N社の座間事業所で新設、稼働が開始されます。そのおひざ元である本市の市長として、大和市や横浜市に追従するようなアクション、施策を考えておられるのかどうか、率直なお考えをお示しいただきたいと存じます。

次に、環境施策の二つ目、松沢県知事はことし4月15日、不特定多数の人が利用する施設での喫煙を禁じる仮称公共的施設における禁煙条例の素案を発表しました。また、9月9日には受動喫煙による県民の健康影響を防止するという条例の目的を明確にするため、仮称名を改め「公共的施設における受動喫煙防止条例」の骨子案を発表しました。飲食店やホテルなどの民間施設は禁煙、分煙のどちらかを選択できるほか、パチンコ店やバーなど風営法上の対象施設には施行から3年間は条例が適用されない。4月に発表した基本的な考え方と比べ緩やかな規制内容となりました。当初の予定どおり今年度中の成立を目指し、来年2月に条例案が提出されるようですが、県議会の方によく確認したところ、現段階で素案が提出されているわけでもなく、産みの苦しみが続いているようであります。

以上が県の禁煙にかかわる動向であります。

さて、市町村ではどうか。私のところへ、市民の方からこんなご意見が寄せられました。さがみ野駅前での通勤路は相変わらず喫煙者が多い。小さな子供が歩くことも多い中、非常に危険な状態です。実際に私の娘も危うくやけどをさせられるところでした。大和市などでも条例制定されている中、座間市は立ちおくられていると思います。この方のご意見にあるように、昨今、路上喫煙禁止条例・歩きたばこ禁止条例を制定される自治体がふえております。神奈川県では川崎市の川崎市路上喫煙の防止に関する条例、それから平塚市では、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例、そして最近の近隣市の動向としては、大和市で、路上喫煙防止条例がこの6月議会で可決され、10月から施行されております。条例は、喫煙場所や民有地以外の道路、公園・駅前広場などで行われる路上喫煙を規制することで、安心・快適な生活環境の確保を図ろうとするものです。路上喫煙を、①市内全域で防止するよう努め、②駅や小・中学校周辺などを禁止区域とし、③重点禁止区域の大和駅と中央林間駅周辺では、指導員が路上喫煙者を見つけた場合、2,000円の過料を徴収する。取り締まりは来年4月から実施されるようです。また、鎌倉市でも9月定例会に提案され可決、来年4月1日から路上禁煙条例が施行されます。

座間市議会においても、過去に路上喫煙禁止を含めたポイ捨て規制条例の必要性を、私を含め多くの議員の方が、星野前市長と議論させていただいた経過があります。しかしながら、星野前市長は一徹として、「一人一人が厳格に行儀を守っていただければ解決する問題。啓蒙してまいりたい。条例制定という考え方の上に立てないというのが実感である」と述べられ、啓蒙・啓発を主たる対策として譲ることはありませんでした。

路上喫煙については、遠藤市長の基本方針である「環境を大切にする」といった考えにとどまらず、基本方針の第1、「安全・安心がただよい、やすらぎのあるまちの実現」にもかかわります。とりわけ子供たちの安心・安全を考えなければならない。路上喫煙によるやけどのおそれから守らなければならない。あるいは基本方針の第5に言っております「豊かな人間性を育む教育活動の環境整備の推進」にもかかわります。大人のこういった行為を放置することによる子供たちの道徳教育への悪影響も考えなければならないでしょう。本市においても、路上喫煙、ポイ捨ての対応に関して、考え方を発展させる時期ではないでしょうか。路上喫煙禁止条例制定について、遠藤市長の率直なお考えをお示しいただきたいと存じます。

また、当局に伺います。星野前市長が述べられていた啓蒙・啓発、これがその後どのような対応を図られ、どのような成果を得られたのか明らかにしていただきたいと存じます。

基本方針の第3として、「保健・医療・福祉施策を充実し、安心とぬくもりのあるまちの実現」、そして基本方針の第5として、「豊かな人間性を育む教育活動と環境整備の推進を図ると共にスポーツ文化の振興の実現」を挙げられておられます。福祉施策、教育施策の方針を抱き合わせた形で伺ってまいりたいと存じます。

平成19年第1回定例会の一般質問において、私は、相模原養護学校に通うお子さんをお持ちの保護者の方々から寄せられたスクールバスに対する声をもとに、本市における移動支援サービスの拡充や市としてのスクールバス運行について要望、提案をさせていただきました。そのときのスクールバスに対しての星野前市長の答弁は、「不都合な問題があるとするれば、これは県の方へ声を届けなければならない。県がやらないから市がすぐやるという考え方は私は持てません。やはり、県がまず責任を果たしていただくことをしっかりと求めていく」と述べられております。もちろんこの件に関しては責任義務は県にあります。それは重々私も承知しているものです。しかし、県としてなかなか対応が図られないのであれば、ただ県に要望するだけで手をこまねいてよいのかと私は考えます。市としても何か方法はないだろうかといった姿勢を持つべきではないでしょうか。例えば、市内企業からマイクロバスやワゴン車を寄附あるいは貸与してもらい、運転手はボランティアを募集するなど、さらなる移動支援事業を拡充する。こういった発展的な考えをしてもよいのではないかと。

言うまでもなく、ハンディキャップを持つ、待たないにかかわらず、重い、軽いにかかわらず、子供たちは等しく教育を受ける権利があり、そしてその環境は尊重されなければなりません。福祉と教育を合わせ持つ施策方針の一つとして、養護学校スクールバスにお

ける対応について、改めて本市の方針、遠藤市長の率直なお考えをお示しいただきたいと存じます。

また、教育委員会に伺います。県への要望などの対応は、その後どのように行われ、県からはどのような回答が得られているのかお伺いします。

さらに、保健福祉部に伺います。さきに述べたようなマイクロバスやワゴン車の寄附あるいは貸与が図れるならば、この移動支援事業拡充の可能性はあるかどうか、伺っておきます。

私の1回目の質問の最後となります基本方針の第6で述べられている観光施策についての方針に関して伺います。観光施策に関しては、今回何人か前任者よりるる質問され、答弁もされておりますので、私からは重複する部分を除き1点だけ質問させていただきます。

本市議会においては、前任者からN社座間事業所にある記念庫を取り上げられ、座間の観光名所としてN社への働きかけを提案されております。星野前市長はそういった提案を受け、平成18年3月にはN社の本社へ行かれ話をされるなどアクションをとられております。その後の進展はないようではありますが、ことし3月、座間市観光協会主催による協会設立記念事業の一つとしてN社記念庫特別見学会が開催されました。この見学会の仕掛け人は、そのとき観光協会の会長であられた遠藤市長であります。このとき遠藤市長は、「地元が誇るべき財産。常時一般公開はできなくてもいい、きょうのような見学会が年に何回か開けるだけでも市のPRになる」と熱く語っておられました。さて、観光協会会長という立場から市長という立場にかわられた遠藤市長、このN社記念庫に対して、今後どういった仕掛け、アクションを考えておられるのかお伺いし、1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員よりご質問をいただきました。

まず、私が民間企業出身ということで、これは前任者の皆さんからもいろいろな角度からご質問をいただいているわけでございますけれども、まず19年度決算でむだと思われる点、何か具体的になかったかというご質問をいただきました。これは大変また難しい質問でございます、この19年度の決算、恐らく予算の立案のときから、この内容を拝見しますと、大変にいろいろな部分で工夫をしながら組んだ予算であったのだということが、第一の感想でございます。

そうした中で、恐らく個別具体の一つ一つの事務事業の執行等を見ていくと、それなりの課題というものはあろうかというふうに思います。しかしながら、ここで取り上げられている政策についてはそれぞれの必要性、そして皆さんのご要望にのっとった形で、私は、編まれそれが執行されてきたものだ、かように承知をしておるところでございます。そうした中で、この平成21年度の予算の編成に際しては、議員、私に対してお示しのごとく、その企業経営の感覚というものをもう一回、私なりに取り入れさせていただいて、細かな

点について判断を加えながら、いろいろとお話を申し上げていきたいとこのように思っておるところでございます。

したがいまして、その具体的にむだと思われる点ということについては、今現在、具体的には持ち得ていないというご答弁になるのかというふうに思います。ご了承をいただきたいというふうに思います。

それから、民間企業研修について、その重要性・必要性をどう考えるのか、また過去に質問がなされましたけれども、その後研究・検討がなされているのかどうかというご質問でございます。私の方からその重要性・必要性ということについてのご答弁を申し上げますというふうに思います。

過去に実施しておりましたところの企業体験研修につきましては、大規模小売業の体験を通じて、業務における接客態度及び市民サービス向上を図ることを目的として実施をしてまいったというふうに承っております。そして、これは平成9年度を最後に、さまざまな企業の受け入れ状況というものが困難な状況ということがあったということから、残念ながらその後中断をさせていただいておると承っております。しかし、本研修の目的として、接客態度を学ぶことにつきましては、確かに市民サービス向上を図る上で大切な研修と考えるものでございまして、現在は庁内にて民間専門講師による接客研修を新規採用研修、職員研修の中で取り入れておまして、こういう形で形を変えて実施をさせていただいているというふうに承っております。

また、民間企業とは異なるわけでございますけれども、自治大学校や市町村研修センター、中央研修所、地方自治情報センターなど、こういったさまざまな研修機関に職員を派遣させていただきまして、職員の意識改革と資質向上を図るよう研修をいたしておるところでございます。民間企業研修につきましては、平成10年度以降、企業の受け入れ困難ということから中断をさせていただいておるわけでございますけれども、自治体の職員が民間企業の経営感覚、コスト意識、発想法、そして効率的な業務の進め方、これは接客態度の研修とは違うわけございまして、こうした部分を会得するための派遣研修、これは一方においては行政運営等に対して有効な手段であると思うわけございまして、この点について、恐らく議員はご指摘をされたいのではないかなというふうに思うのですが、これも一方において、現下の大変厳しい経済状況の中で、果たして企業においてその受け入れがなされるかどうかという点については、私推察するに非常に困難な状況にあるというふうに思うわけでございます。

しかしながら、民間企業でごく日常的に行われている問題点の摘出、その解決、むだの排除、生産性効率の向上、このために用いられている基本的な取り組み姿勢、それから手法、これはまた後段で申し上げますけれども、こうしたものを学ぶ機会をつくること、これは非常にやはり重要なことだと思っておるわけでございます。民間企業へ直接赴いての研修というのはなかなか難しいと考えますけれども、それにかわるものとして今後、管理監督者に対しまして、民間企業の経営感覚、コスト意識、こうしたものを持ち得ていただ

くための何らかの外部講師を招いての研修等も考えてまいりたいかなというふうに思っております。余計なことかもしれませんが、沖本議員、どうでしょうか。逆に生産性の向上に関する実務などはさんざんやってくられたと思いますので、ぜひ厳しいところをご指示いただけたらとこのようにも思うわけでございます。

それから、市政執行における事業の仕分けについて、有効か否か、必要か否かというご質問をいただきました。この関係につきましては、いわゆる平成18年5月に成立をいたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法の基本理念の中に、事務事業の必要性の有無及び実施主体のあり方について、事務事業の内容及び性質に応じた分類・整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、ということで事業仕分けの導入について促されたとこのように承知をしております。

公的なサービスの担い手は行政だけではないという問題意識の中で、私が所信の中でも申し上げております官の役割、民の役割、こういった守備範囲を明確にすることは大変重要でございます。地方分権の中にあることは、地方の自主・自立、そして責任の中でこれは求められておることであろうと認識をしております。

この関係につきましては、事業仕分けというものは具体的に実施しておりませんが、本市の行政評価システムにおいて、これまで民とのかかわりやその事業の必要性・有効性、これなどにつきまして内部評価や外部評価、そして市民アンケートなどを通して一定の評価を行わせていただきまして、市民と行政の役割分担についての基準を作成させていただき、各事業担当において事業評価を行っております。

また、市の行政改革大綱の実行計画において、事業の改善、実施方法の検討にも取り組まさせていただいております。平成17年度において5億3,445万1,000円、平成18年度では4億868万2,000円、平成19年度においては6億6,388万4,000円と、3カ年間で16億701万7,000円の削減効果を得ることができておると承っております。この事業仕分けにつきましては、外部の目を入れ自治体に再検討を促すという観点からこれも有効であると考えておりますし、今の行政評価で十分かといいますと、決してこれでよいというわけではないわけでございまして、事業仕分けという方法、それから他の方法も含めながら今後活用できるものか、よくこれについても検討・研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、官がやらなければならないもの、公がやらなければならないもの、そして民においても可能なもの、これについても市民本意という視点に立ちまして、しっかりと見きわめながら、これは是々非々でもって取り組んでまいりたいとこのように思うわけでございます。

それから、先ほど後段で述べると申し上げました民間企業の経営感覚、その改革・改善などの手法であるところのシックスシグマ、QC、TQC、これなどの例を挙げられまして、市政執行においてこれは有効かあるいは必要かというご質問もいただきました。これ

は沖本議員さんには言うまでもなく、これは現在の民間企業におきましてはこれはもう製品精度やサービス提供に関連するプロセス、これは顧客の視点をベースにその問題点の抽出をしたり、解決をしていくという手法として、今申し上げたような手法というのはもう当たり前のごとく行われているわけでございまして、こうした一連の、特に日本の製造メーカーが中心となって実施をしてきましたこの手法、これによって生産性の向上があり、国際競争力がつき、それによってこの国の国力が上がってきたと、こういうことがあるわけでございます。ほかにもさまざまな総合的、それから全社的な品質管理、問題解決までの過程の標準化ですとか、いろんな手法がございすけれども、こうしたものについてはやはりいろんな角度から検討が必要であり、また導入が必要だというふうに、私も思っております。

必要か否か、有効か否か、これは必要であり、有効であるわけでございまして、それぞれの民間企業においてその事業目的とか会社経営の方針が存在するのと同時に、私どもの地方自治体におきましてもそれがあるわけでございまして、これは住民の福祉を図ること、こうしたものについて、こういう基本に向けていかに財源を確保し効率的にそして効果的に市民サービスを提供していけるのかということ、これを深く追求していくこと、これが非常に大切になってくるわけでございます。市といたしましても、政策・施策評価において内部あるいは外部による評価を実施いたしまして、行政改革大綱の実行計画において事務事業の改革・改善に取り組んできておるわけでございますけれども、その中にこうした考え方というものを取り入れ、また職員の提案制度、あるいは若手の提言チームの提言、この若手に対してもこういう手法というものをごきちんとして理解していただいた上で、改革・改善に取り組んでいくとこういうことが今後必要になってくると、かように思っております。

市民本意の市民サービスを的確に提供する、これが私どもの地方公共団体に課せられている使命でございまして、その中にそうした手法を盛り込んでいく。自治体版として修正して導入するなどのことは必要になるかと思っておりますけれども、必要性については十分に認識をしておるということでございます。

それから、電気自動車の関係についてまた改めてご質問をいただきました。議員ご指摘のごとく、私どもの座間市にはN社がリチウムイオン電池の生産工場、開発の拠点というものをご設けるということが既に発表されておりまして、来年にはこれが具体的に稼働になっていくということで、ある面では、今後のこのまちの一つのシンボルとなっていこうと思っております。環境問題を考える上で、また先進的な今後の環境政策というものを展開していく上で、これはやはり私どものまちの大きなプラスの面で前向きなシンボルとして私もとらえてまいりたいと、このように思っているわけでございます。

議員の方からは、大和市のような政策、また横浜の中田市長が提案されている政策についてのご紹介がございましたけれども、これにつきましても先進市の事例として十分に私の方でも拝見をさせていただき、当局の方でも研究・検討課題とさせていただきたいとい



うふうに存じておるところでございます。

さらに、路上喫煙、これに関して条例制定について他市の例をやはり引いていただきながら、私の率直な考えをということでのご質問をいただきました。路上喫煙禁止条例制定につきましては、県の公共施設における禁煙の条例化の動き、すなわち受動喫煙の防止条例でしょうか、これは。健康増進法による受動喫煙防止、安全面等から、また他市の条例化や費用の例を挙げられて、私の所見をということでのいただいたわけでございます。私も、まずは星野前市長がおっしゃるように、喫煙者のモラル、マナーの問題であるとこれは第一義的には考えるわけでございます。

そして条例化ということでございますけれども、今例を挙げていただきました先行自治体、こうしたところと比較をいたしまして、私ども市内の特に繁華な部分、駅周辺ということになるかと思うのですが、この座間市は、私どもがよく利用する駅、繁華な駅ということになりますと、小田急相模原、相武台前、座間、そしてさがみ野といったような駅になるかと思うのですが、この中で座間市に立地をしておる駅が二つございまして、小田急相模原、それからさがみ野については他市の中にあるわけでございます。これが先進市の事例を拝見いたしますと、駅周辺ということでの対応ということをされておるわけでございますけれども、私どもの座間市の場合、こういった点を勘案いたしますと、その実効性を担保するための指導員の配置、こういった点の費用対効果、これについてはいろいろとまた考えていかなければならない問題があるかと思えます。また、本来この条例制定の趣旨というのは、違反行為を取り締まるということではなく、やはり生活環境の保全、そしてモラルの向上、こういったものに期待をして条例化をすると考えるところでもございまして、そのあり方ですとかそういった点、またその環境に対しての観点から、またおっしゃられるように安心・安全という観点から、引き続きこれを啓蒙・啓発をしながら、この条例に関しても研究・検討を進めていくと、こういう形を私は考えさせていただいておるところでございます。

それから、移動支援事業につきまして、これも具体的なご提案をいただきながら私に対しての所見をお尋ねいただきました。これは、何とかしてあげたい、そして何か方法はないのだろうか、これはやはり同じまちに住む者として、そして市政をあずかる立場として困られているお立場の皆さんに対して取り得る手段というもの多面的に考えていくと、この必要は本当にあるかと思えます。そうした中で、例えばマイクロバスやワゴン車の寄附あるいは貸与が図られるならば、これによって移動支援事業の拡充の可能性はあるのかというお尋ねをいただきました。大変これはありがたいお話だと思います。そして、この無償による貸与、寄附といったようなお話、これは私どもとすれば願ってもない話であるわけございまして、何とかそうした浄財、そして無償ボランティアといったような申し出について前向きに受けとめていくと、こうした態度というものが私は絶対に必要だと思っておるところであります。

そうした中で、実は当局ともお話を私もしたのでございますけれども、当局の方で、そ

の点について乗り越えなければいけない課題というものがあるということでございまして、これについては当局より答弁をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後にもう一つ、N社の記念庫についてのお尋ねをいただきました。また観光とかという、おまえ、得意分野だろうと言われる可能性もあるのですが、これは私本当に議員ご指摘のとおり、N社のこの記念庫というのは、この座間のまちにとって大変大きなやはり地域の資産だというふうに思っております。当然これをお持ちなのはN社でございまして、私どもは持ち得ておるわけではないわけでございますけれども、この座間の地にこの記念庫が存在するという、これをほうっておく手はないわけでございます。そんな観点から、過去においてはN社さんの好意によって、大事なこれもN社さんの資産でございますし、いわゆるストックヤードとして置かれているものでございますから、拝見するにしても不心得者が行ってとんだことをやってしまったのではえらいことになるわけでございます、そういう部分でのセキュリティの関係ですとか、そういった部分から限られた皆さんに対して内々に見学会が過去にあったわけでございます。そうした経緯を私も存じ上げておまして、できれば何とか、これを一般の市民に見ていただく機会をつくれないだろうかということで、昨年の観光協会の設立に際して、これはぜひ地域とそれから市民、さらにはその地域の産業者と、これが相互理解を図る上でも非常に有益な事業なのではないかということで提案をさせていただいて、実現にこぎつけたわけございまして、応募者に対しての人数の殺到ぶりというのは、既にご存じの方も多かというふうに思います。

私といたしましては、これについては、まずは観光協会の中で市民に対してできるだけ機会均等で提供するという、せつかくのこれは有益な資産でもございまして、大変市民にも関心が高いということで、N社さんの方ともこれをいかに有効に活用していくのかということについて、多面的なお話し合いをさせていただいております。これについては、逐次、観光協会の取り組みの中で実施をしていくようになろうかと思いますが、ただ見ていただくだけではなく、それによって当然N社さんに対しての関心、喚起もそうなのでございますけれども、私ども座間市に対して、地域に対して関心を喚起していただくような仕掛けづくり、例えば市内のさまざまなお祭りですとかイベントですとか、はたまた名所旧跡ですとか、こういったところを回っていただいている程度、これは確定ではないので余り私は言えないのですが、一定の結果が出た方に対して一つのおまけとしてその人に権利を与えとか、そういったような仕組みもできるのではないかなどということ、ブレインストーミング的に結構お話し合いなどもさせていただいております。

さらに、前職の星野市長がN社のトップの方に直接直談判に行かれたというお話もございましたけれども、私も就任して間もなくお会いをする機会がございまして、この件に関しては相当強く思いをお伝えしてございます。そして今後、横浜にN社の本社ができるということがございまして、そうした中で、私ども座間市は座間市で地域の中での市民と、そして地域の中で操業している企業との相互理解、共存というものが重要だという

観点から、そのあたりについてご配慮をいただきながら、何らか私どもの考えているものを受け入れていただけないかというようなこともお願いをさせていただきます。これに関しても前向きなお話をいただいております、これから先、具体については観光協会とこちらを私どもで所管しております環境経済部商工観光課の方でとり進めてまいりたいとこのように思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、産業資産、これはやはり日本で一番歴史の古い自動車メーカーでございますし、さまざまな実車があそこに 400 台もあるということは大変なことであるわけございまして、これはやはり何らかの形で地域資源の有効活用ということで考えさせていただいてまいりたいというふうに思います。

私からの答弁はこれまでとさせていただきます、あとは当局より答弁を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

〔答弁〕 座間環境経済部長

私の方からは、路上喫煙関係の取り組みということでお答えを申し上げさせていただきます。

路上喫煙にかかわりますポイ捨て規制につきましては、基本的には一人一人のマナーやモラルに期待を抱いているところでございます。特にたばこにつきましては、その迷惑や危険を意識していないことが少なくありません。捨てる気はなくても歩きながらたばこを吸うとついつい無意識のうちのポイ捨てをしているというのが現状でございます。

ポイ捨てにつきましては、その防止対策として、たばこや空き缶などを包括した「ポイ捨てしないで」という小さい看板ではありますが作成をし、駅周辺やその他市内の施設等に設置をさせていただき、啓発をしている状況でございます。また現在、清掃ボランティアでしていただいている方がいらっしゃいますけれども、さらなる苦情等は聞き及んでおりません。私どもとしては、できることなら看板の設置なくマナーを守っての喫煙をしていただくことが理想であります、今後の予防策といたしまして、協力が得られるならば商店会、事業所、また個人の施設への看板の設置を実施し、啓蒙・啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔答弁〕 田中保健福祉部長

マイクロバスやワゴン車の寄附あるいは貸与が図れるならば、移動支援事業拡充の可能性はあるのかというお尋ねをいただきました。

移動支援事業につきましては、施設入所者を除き屋外での移動が困難な視覚障害児・者、全身性障害児・者、脳性まひ等でございますが、知的障害児・者、精神障害者について、外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、地域生活支援事業の必修事業として位置づけられているものでございます。

移動支援事業に従事する事業者は指定障害福祉サービス事業者が資格要件であり、従事者につきましては介護福祉士、居宅介護従事者養成研修1級、または2級課程終了者などの資格が要件となっております。また、サービスの類型につきましては、座間市障害者自立支援法に関する支給決定基準により、利用者の安全性確保の観点から障害者1人に対しガイドヘルパー1人がつき添い、障害者の外出の際の移動を支援する個別支援が基本でございます。

義務教育課程であれば、養護学校への通学やバス停までも、余暇活動等社会参加のための外出支援に当たりますので移動支援事業を利用させていただいております。事業者が車両を利用して移動支援事業に従事した場合であっても、安全性の確保から運転手を除く障害者1人に対しガイドヘルパー1人がつき添うことにより、利用していただくことができます。

つきましては、移動支援事業に従事しているのは指定障害福祉サービス事業者であり、市で移動支援事業に従事する考えは持ち合わせておりませんが、ほかの福祉事業等で利用できないものか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔答弁〕金子教育長

沖本議員さんから教育委員会に、養護学校スクールバスについて、県への要望などの対応は、その後どう行われ県からどのような回答が得られているのかというご質問をいただきました。

教育委員会では、5月に、相模原養護学校へのスクールバスの増便についてということでは県へ要望をいたしております。その回答としては、「スクールバスについては、厳しい財政状況の中、県全体のバランスを考えながら計画的に増車に努めてまいりました。今後も計画的な増車に努めてまいりますが、相模原養護学校のスクールバスの運行体制については、平成23年4月に開校を予定している相模原方面特別支援学校の受け入れ児童・生徒の状況を勘案し、総合的に検討してまいります。また、相模原養護学校スクールバスの運行コースについては、1人でも多くの児童・生徒が乗車できるよう見直してまいります」とのことではございました。

本年12月5日に、相模原養護学校では、スクールバスに関する保護者会が行われまして、来年度は相模原養護学校のスクールバスの見直しを検討し、現在の三つのスクールバスコースの再編成をするということではございます。バス乗車を希望する児童・生徒を全員乗車可能であるとの理解をしております。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

〔質問〕沖本

一定のご答弁ありがとうございます。

まず再質問なのですけれども、頭から行きますけれども、平成19年度決算でむだはないかということで単刀直入にお伺いしたのですけれども、むだという感覚は持ち得ていらっしやらないという答弁でございました。なかなか難しい質問だったのかなというふうには思うのですが、私自身は討論で述べさせていただきましたけれども、神奈川県各市町村電子自治体共同運営事業、これは確かに一つの自治体でやるとなかなか難しい面があつてということではあるのですが、これはやはり今で言うとも費用対効果で考えればむだだなとか言わざるを得ないと私は思うのです。それから、これは今回の決算ではないですが、県水の、前任者からダムがむだだという話があつたのですけれども、これに関して言うと、市政クラブにおいても前回飛田議員が討論の場でやはりそれは見直していかなければいけないと、これも一つのむだという観点での我々の姿勢であります。

こういったところを、確かにむだをみずからが認識あるいは認めるというのは、確かに悪いという言い方はしないのですけれども、そういった何となくもどかしい気持ちにはなるのでしょ。これは、ある意味認めて一步踏み出さないと、やはり改革というのは進んでいかないと思うわけです。ですから、僕が今回なぜこんなことを聞いたかということ、やはり遠藤市長が民間企業の中で経営者として感覚を研ぎ澄まして経営に当たってきたことでは、ある意味、企業の中での厳しさがあるわけですから、むだというのを必ず見つけて、それを是正して改革していくと思うのです。だから、企業におけるむだというのは別に恥でも何でもなくて、逆に言えばお宝みたいなものなのです。そういった感覚でやはり行政の改革もこれから推進していかなければいけないのかなという形で、私、実は今回あえて質問させていただきました。ですから、ぜひ己を知って一步前に踏み出す、こういった勇気をぜひ行政の中でも広めていただいてこれからの市政運営に当たっていただきたいというふうに、これは思っております。

それで、ちょっと話は飛びますが、スクールバスの問題なのですが、これで言うと、前回星野前市長にいろいろお伺いして話をさせていただいたときに、やはりこれは県の事業であつて、県にやっていただくしかない、要請していくしかないというふうにおっしゃっていました。逆に、今回僕がマイクロバスであるとか車の寄附なり貸与という話を持ってきたのも、一つの策として持ってきたのですけれども、僕の本心からしてみればやはり市としてやっていただきたいというのがあるのです。先ほどお話があつたようにさまざま、例えばマイクロバスを出すにしてもいろいろな弊害ではないのですけれども、資格を持った方が乗らなければいけないとか、そういった話が出る出てきたのですけれども、これは当然ですよ。であれば、やはり市としての事業としてやっていかない限りは難しいのかなというふうに思います。

それで、一つの考え方として遠藤市長にここで求めておきたいのは、先ほど言ったむだの排除という話がありますよね、徹底した排除。ですから、むだの排除というのは、そのむだ遣いがだめだということも一つあるのですが、事業におけるむだを排除することによって、そうした本当に市民が求める事業に原資を持っていくことができる。これをまず考

えていただきたいというのが、遠藤市長もそうですが、当局の方にも本当に持っていただきたい。そして、我々議員としてはそれを決算の場でも何でもそういった目でむだを排除して、本当に市民が求めるそういった施策に充てていきたいという感覚で事業を見ていかなければいけない、そういうふうには私は思っています。ですから、あえて今回そういった質問もさせていただきましたし、そういう思いで受けとめていただきたいなというふうに思っております。

これは一つ要望というか、そんな形になってしまいましたけれども、それではちょっと再質問という形で進めていきたいと思えます。順不同になってしまうかもしれませんがよろしくお願ひします。

路上喫煙の禁止条例制定、一番最初とというか、他市の事例を挙げて紹介させていただいたのですけれども、大和市は確かにこの6月の定例会では12対13でしたか、本当に1票差で決まったというぐらい、指導員の方に2,000万円でしたか、それだけのお金がかかるということで、相当もめたみたいですね。ですからこの条例制定に関しては、確かにやるとすれば相当議論がなされて当然であるべきだと思っています。その前に、やはり星野前市長がおっしゃっていた啓蒙・啓発ですか、その辺の対策が、そこで対応して見ていく、検討していくというふうにおっしゃっているし、今回の答弁の中で看板等を設置していただいているのでしょうけれども、それで成果をお聞きしたのですが、結局苦情等が来ていない、清掃される方。苦情等が来ていないだけでそれで成果があったのかどうかというのは、僕はちょっと疑問なのです。先ほどお話もあったように、そこら辺で空き缶とか、これはたばこの吸い殻ではないのですけれども、それが果たして成果と言えたかどうかというのは、一つ疑問が残るわけです。ですから、この成果という感覚を本当にどういうふうな観点でとらえられているかということもあるのですけれども、ぜひ、これはもう少し考えていただきたいなというふうに思っています。

この基準というのは、確かにつくるというのは難しいのでしょうけれども、ぜひ、これはもう少し考え方をちょっと変えていただいて、その成果という形を示していただきたいなというふうに思っています。確かに、自治会とか本当にまちの方々が一生懸命になって清掃をされて、あとは花を植えたりとかいろんな活動をされて、確かにそういったことでたばこを捨てるにくなるという環境をつくられているということは、僕はすごくこれは非常に大事なことだと思っています。ただ、それに市としておんぶにだっこではないのですけれども、すがっているだけではなくて、看板もいいのですけれども、もう少し踏み込んだ政策というか、本当に成果が得られるような取り組みというものをやってほしいなというふうに思っています。

それから、教育委員会の方ですけれども、スクールバスの話ですが、先ほど言ったマイクバスとか車の寄附だとかそういう話はちょっと置いておいて、県への要望ということで少し再質問というか、していきたいのですけれども、12月5日、先週、確かに保護者の方たちが集まって説明会をしたと僕もお聞きしていて、その結果を僕は聞いたのですが、

若干ちょっと違うのですけれども、確かに3コースがありまして、そのコースによって乗られる児童の数にアンバランスがあるので、それでコースを少し変えて均一にしていく。これはすごくいいことだと思うのです。ただそこで、今までバス停に行っていた時間を1時間早くしなければいけないとかそういったちょっと弊害も出てくるという話も聞いているのです。それから、現時点においての、来年度の児童の入学者に対してまだわからないというのが正直なところですよ。大丈夫だというふうにそういう見方をしているというのは、ちょっと何を基準にしているのか知らないのですけれども、そういったこともおっしゃっていました。

ですから、県も22年まででしたか、10台増設するという話で計画されていて、その中にはもちろん相模原養護学校のバスの増設というのはもちろんなかったのですけれども。それから平成23年度に相模原市に新しい養護学校ができるということですが、これも知的障害者が果たして何人入るとかそういった計画というのはまだ何もできていないわけです。ですから、決して楽観視できる状況ではないのです。ですから、そういったこともぜひ踏まえて、この県への要望というのをさらに進めていっていただきたいなど。先ほどお話ししたところではなくては、やはり教育委員会としてもそういった話を進めていっていただきたいなというふうに思っています。

何より、今ハンディキャップを持つお子さんがふえていらっしゃいますので、こういった状況を県としても非常に厳しいというのは、僕も電話をして担当の課長とお話しさせていただいたときに、「非常に厳しい状況だ」とおっしゃっていましたので、それは重々わかっているのですが、まずは座間市は座間市としての一つの方策を持って、県でできること、市でできることというのは、それはすみ分けてやっていきたいなというふうに思っていますので、その辺もぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

記念庫の方ですけれども、遠藤市長がおっしゃるように、さまざまな対応ということをやっているというふうな話を少し聞いたことがあるのですが、まず、市としての助成、あるいはその辺は検討されていくということなのだと思います。N社自体も、11月ですか、オープンデーというのをたしかやっているのですよ。ですからそういったところに逆に観光協会として、例えばブースを持って行って特産物を売ったりとかそういったPRも可能だと思いますので、それもぜひ、おまけではないですけれども、そういった感覚でやっていたらいいかなというふうに、これも思います。

電気自動車の関係なのだと思いますけれども、政策については海老名市とかも何かもう既に助成を始められたというふうなお話を少し聞いたことがあるのですが、まず、市としての助成、あるいはその辺は検討されていくということなのだと思います。あと必要なのはやはりお話しに出ているようにインフラの整備ということなのだと思います。この辺をちょっとお聞きしておきたいのですが、太陽光発電があるではないですか、それと絡めた充電施設の建設というのを聞いたことがあるのですけれども、そういったことは研究とかされているかどうか、ここをちょっとお聞きしておきたいと思います。これは多分一石二鳥なのかなというふうに考えておりますので、ちょっとその辺の研究、もしされているのであればご答

弁をいただければなというふうに思います。

それからあとは、民間企業等の派遣研修のお話しですけれども、確かにいろんな意味で企業は企業としていろんな事情があるのでなかなか難しい面があると思うのですけれども、逆転の発想で言えば、先ほど市長もおっしゃったように、逆に民間企業の人間に入ってもらったっていいと思っているのです。出向か何かで来ていただいてもいいと思っています。そういったところで逆に接待もあるでしょうし、事務的な仕事に関してもいろんなノウハウとか、多分そういったことでは意見交換とかができると思っているので、それは派遣ができないのであれば逆に派遣をしてもらうといった、そういった企業と行政との交流といったものも一つの案かもしれないので、その旨できればご検討いただければなというふうに思います。

結局、何か再質問というのは1件だけになってしまったのですが、現状だけはちょっと、私の聞いたところと教育委員会の情報というのと若干差があったので、そこだけはちょっと言わせていただいたので、1点だけ質問させていただいて、2回目の質問を終わりたいと思います。

〔答弁〕 座間環境経済部長

それでは私の方からは、太陽光発電を絡めた充電装置の検討をしているのかというような話を賜りましたが、この充電装置につきましては、新たな仕組みであると考えています。現在、私どもはそこまでは考えてございません。今後よく研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔答弁〕 金子教育長

沖本議員さんからスクールバスについて再質問がございました。バスコースについて、議員さんもお指摘のように3コースがございまして、この座間コース、二本松コース、相模原コースというふうに三つになっております。座間コースというのが一番多いところでございまして、それだけ距離も遠くにあるために時間がかかると。それに引きかえて、他のコースでは比較的余裕のあるそういうところがありますので、その辺をうまくバランスをとってコースの再編成をするということというふうに私どもは理解をしております。

そして、時間等については、どうでしょうか、余計時間がかかるかどうかというのは、私どももちょっと把握はしておりませんが、少なくとも人数的なことを少なくしてやるということであれば、学校の方に直に行く距離というか、それが早くなるのではないのかなとは、これは予測でございますけれどもしております。

それから、12月5日の段階ということは、私はある程度来年度のことを想定してはじき出しているというふうに理解をしております。私も中学校にいました関係上、大体養護学校、高等部ですけれども、そういう場合にはほとんどもうこの時期ではだれがどこに希望



をしているかというようなそういう希望というのは各学校が把握しております。そういう関係で、この12月5日時点に説明会を開いたのではないかとということで、そこまでちょっと確認はしておりませんが、私どもはそういうふうにとめておるところでございます。

それから、もう一つつけ加えますと、今後のことになりますが、ひばりが丘高校の跡地の問題がございます。これは3部制の定時制という形で新聞報道もされているところでございますけれども、支援学校の高等部の一部がそこにも予定されていると。また我々もそういうふうにと望を实はしてきたわけでございますが、そういう関係で、県とは本市のさまざまな状況をよく理解していただいて、そして県と協議をしながら少しでも市民の利便性とかそういうことを考えながら、今後もまた努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。